

III 規制基準一覧表

1 いおう酸化物に関する規制

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるいおう酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容されるいおう酸化物の量として定められています。排出基準は地域ごとに定められている定数（K値）を用い、次に示す算式により求められます。

（法施行規則第3条）

(1) いおう酸化物の排出基準～K値規制

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q：いおう酸化物量（単位 温度零度、圧力1気圧に換算したm³/h）

He：法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ（m）

K：次表のとおり

（令別表第3、施行規則別表第1により作成）

K値	規制される区域
4.0	札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く）の区域
4.5	室蘭市の区域
6.42	苫小牧市、勇払郡早来町（遠浅及び源武に限る）及び同郡厚真町（豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る）の区域
8.0	小樽市の区域 旭川市の区域
10.0	釧路市の区域
11.5	函館市、上磯郡上磯町（字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字常盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る）及び亀田郡大野町（字一本木、字萩野、字千代田及び字東前に限る）の区域
17.5	上記以外の区域

注1 次の施設については、当分の間、適用しない。

- ①昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ②昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万Nm³/h未満のもの
- ③ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用として用いられるもの

注2 この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

(2)燃料規制～燃料中の硫黄含有率規制（令別表第4）

規 制 対 象 区 域	燃料中の硫黄含有率等	規 制 期 間
<p>○札幌市の区域のうち、市道東15丁目線と市道北24条線との交差点を起点とし、順次同北24条線、新川右岸線、琴似川右岸線、一般国道5号線、道道西野白石線、望月寒川左岸線、日本国有鉄道函館本線、一般国道275号線、市道北13条線及び市道東15丁目線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>○旭川市の区域のうち、忠別川右岸線と市道下1号線道路との交差点を起点とし、順次同市道、牛朱別川左岸線、境橋、牛朱別川右岸線、市道1丁目道路線、石狩川左岸線、金星橋、石狩川右岸線、市道6号道路、一般国道40号線、市道鷹栖公園通、ウツベツ川左岸線、石狩川右岸線、日本国有鉄道函館本線、石狩川左岸線及び忠別川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>☆燃料の硫黄含有率は、0.5(1.2)%以下でなければならない。但し、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係る場合にあっては、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。</p> <p>☆硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置するものが燃料使用基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合にあっては、1時間当たりの使用量は、通常使用される燃料の量に0.5(1.2)%を当該通常使用される燃料の硫黄含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下でなければならない。</p> <p>※（ ）内は旭川市適用</p>	<p>▽札幌市10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>▽旭川市11月1日から翌年4月30日まで</p>

注 この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

2 窒素酸化物の排出基準

令別表 第1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	On (%)	排出基準値 (ppm: 施設設置年月日別)								備 考	
					▼	48. 8. 10	50. 12. 10	52. 06. 18	54. 8. 10	58. 9. 10	62. 4. 1			
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31				
1	①	ガス専焼ボイラー	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	5	130 130 130 150 150 150		100 100 130 130 150 150	60 100 100 130 150 150						
	②	低品位炭専焼ボイラー (火炉分割壁型、 火炉熱発生率 586.047kJ/m ³ /h以上、 50万Nm ³ /h以上) ※2	70以上	6	550	300						200		
			50～70	6	550	300						250		
	③	低品位炭専焼ボイラー (30万Nm ³ /h以上、 ②以外)	70以上	6	480	300	300						200	
			50～70	6	480	300	300						250	
			30～50	6	480	350	300						250	
	④	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、 自然循環型、火炉 熱発生率 586.047kJ/m ³ /h以上、 20万～25万Nm ³ /hのもの)		6	450	350	300						250	
	⑤	石炭専焼ボイラー (接線型チルチン グバーナー、100 万Nm ³ /h以上)		6	430	300							200	
	⑥	石炭燃焼ボイラー (流動層燃焼方式 4万Nm ³ /h未満)	1～4	6	450	380	350	350	380		□360 (350)		□58.9.10～59.9.9 に設置。それ以外 は()	
			0.5～1	6	450	380	350	350	390		□360 (350)			
0.5未満			6	480	480	480	380	380		□360 (350)				
⑦	石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカ ー型、4万～10万 Nm ³ /h以上)		6	450	350	300	300			320				
⑧	固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式 4万Nm ³ /h未満、 ⑥以外)	0.5～4	6	450	380	350	350			□360 (350)		□58.9.10～59.9.9 に設置。それ以外 は()		
		0.5未満	6	480	480	480	380			□360 (350)				
⑨	固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率 837.210kJ/m ³ /h以上、 再熱再生抽気 覆水式自然循環 型、59.12.31まで に固体燃焼ボイラー に転換したもの、 50万～70万Nm ³ /hのもの)		6	420		300					250			
⑩	固体燃焼ボイラー (②～⑨以外)	70以上	6	400	300	300	300			300	200			
		50～70	6	420	300	300	300			300	250			
		20～50	6	420	350	300	300			300	250			
		4～20	6	450	350	300	300			300	250			
		0.5～4	6	450	380	350	350			350	350			
		0.5未満	6	480	480	480	380			350	350			

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類 ※1	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm : 施設設置年月日別)								備 考
					▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31	62. 4. 1		
1	⑪	排脱付液体燃焼ボイ ラー (原油タール、100万 Nm ³ /h未満) ※3	50~100	4	210	180	150	130					◆52.6.18~52.9.9 に設置。 それ以外は()
			10~50	4	210	180	150	150					
			4~10	4	280	180	150	150					
			1~4	4	280	280	150	150					
			0.5~1	4	280	280	280	◆280(180)					
	0.5未満	4	280	280	280	◆280(180)							
	⑫	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑪以 外)	50以上	4	180	180	150	130					
			10~50	4	190	180	150	150					
			4~10	4	250	180	150	150					
			1~4	4	250	250	150	150					
			0.5~1	4	250	250	250	◆250(180)					
	0.5未満	4	250	250	250	◆250(180)							
	⑬	排脱付液体燃焼ボイ ラー (原油タール以外、 100万Nm ³ /h未満) ※3	50~100	4	210	180	150	130					
			10~50	4	210	180	150	150					
			4~10	4	210	180	150	150					
			1~4	4	250	250	150	150					
0.5~1			4	280	280	280	◆280(180)						
0.5未満	4	280	280	280	◆280(180)								
⑭	液体燃焼ボイラー (⑪~⑬以外) ※3	50以上	4	180	180	150	130						
		10~50	4	190	180	150	150						
		4~10	4	190	180	150	150						
		1~4	4	230	230	150	150						
		0.5~1	4	250	250	250	◆250(180)						
0.5未満	4	250	250	250	◆250(180)								
15	⑮	固体燃焼小型ボイラ ー(伝熱面積10m ² 未 満)		6						◇350		◇60.9.10以降に設 置	
16	⑯	液体燃焼小型ボイラ ー (灯油、軽油、A重 油以外、伝熱面積10 m ² 未満)※4		4							■300 (260)		■60.9.10~2.9.9 に設置。 それ以外は()
2	①	ガス発生炉、加熱炉		7	170						150		
2	②	水素ガス製造用ガス 発生炉 (天井バーナー燃焼 方式)		7	360						150		
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15	540			220	220				
			1未満	15	540			540	220				
	②	焼成炉 (①以外のペレット 焼成炉)	1以上	15	300			220	220				
			1未満	15	300			300	220				
	③	焼結炉 (①~②以外)	10以上	15	260			220	220				
			1~10	15	270			220	220				
1未満			15	300			300	220					
④	アルミナ製造用煅焼 炉	1以上	10	350			200	200					
		1未満	10	350			350	200					
⑤	煅焼炉(④以外)		10	200									
⑥	焙焼炉		14	250							220		
4		溶鋳炉		15	120						100		
5		金属溶解炉 ※5		12	200						180		
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10以上	11	200		100	100					
			1~10	11	200		150	150					
			0.5~1	11	200		200	150					
			0.5未満	11	200		200	180					
	②	鍛接鋼管用金属加熱 炉	10以上	11			100	100					
			1~10	11				180					
			0.5~1	11				150					
			0.5未満	11				180					
③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	11	160		100	100						
		1~10	11	170		150	130						
		0.5~1	11	170		170	150						
		0.5未満	11	200		200	180						

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm : 施設設置年月日別)								備 考
					▼	48. 8. 10 ▼	50. 12. 10 ▼	52. 06. 18 ▼	54. 8. 10 ▼	58. 9. 10 ▼	62. 4. 1 ▼		
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31			
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上	6	170	170	100	100					
			1~4	6	180	170	150	130					
			0.5~1	6	190	190	190	150					
			0.5未満	6	200	200	200	180					
	②	エチレン分解炉	4以上	6	170		100	100					
			1~4	6	180		150	130					
0.5~1			6	180		180	150						
0.5未満			6	200		200	180						
③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6	170		100	100						
		1~4	6	280		150	130						
		0.5~1	6	180		180	150						
		0.5未満	6	200		200	180						
④	エチレン独立加熱炉	10以上	6	170		100	100						
		4~10	6	180		100	100						
		1~4	6	180		150	130						
		0.5~1	6	180		180	150						
		0.5未満	6	200		200	180						
⑤	エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気余熱器付)	10以上	6	170		100	100						
		4~10	6	430		100	100						
		1~4	6	180		150	130						
		0.5~1	6	180		180	150						
⑥	石油加熱炉 (①~⑤以外)	4以上	6	170	170	100	100						
		1~4	6	180	170	150	130						
		0.5~1	6	180	180	180	150						
		0.5未満	6	200	200	200	180						
8		触媒再生塔		6	300				250				
8の2		燃焼炉		8	300				250				
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリー キルン)		15	300				250				
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上	10			250	250					
			10未満	10				350					
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上	10	480		250	250					
			10未満	10	480		480	350					
	④	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		18	450				400				
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉 ※6		15	400				360				
⑥	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉※6		16	900				800					
⑦	その他ガラス製造用溶融炉※6		15	500				450					
⑧	その他焼成炉、溶融炉		15	200				180					
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		6	200				180				
				6	250				180				
				15 ※7	700				180				
11		乾燥炉		16	250				230				
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続)	4以上	12	900		450	450					
			4未満	12	900		900	450					
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) ※8	4以上	12	300		250	250					
			4未満	12	900		900	700					
③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①、②以外)		12	300		250	250						
④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)		12	300		300	250						
							250						

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類	規模 (排ガス 量万Nm ³ /h)	On (%)	排出基準値 (ppm: 施設設置年月日別)							備 考
					▼	48. 8. 10 ▼	50. 12. 10 ▼	52. 06. 18 ▼	54. 8. 10 ▼	58. 9. 10 ▼	62. 4. 1 ▼	
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31		
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉		14	250				220			
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		15	300				220			
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉 (④、⑤以外)		15	120				100			
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 鉱滓処理炉(石炭、 コークスを燃料・還元 剤とするもの)		15	450							
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 立型蒸留炉		15	230			100				
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		12	200			180				
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち 精製炉(アンモニアを還元 剤とするもの)		12	330							
	⑧	乾燥炉		16	200			180				
18		活性炭製造用反応炉		6	200			180				
21	①	燐等製造用焼成炉		15	200			180				
	②	燐等製造用溶解炉		15	650			600				
23	①	トリポリリン酸ナトリウム 製造用焼成炉		15	200			180				
	②	トリポリリン酸ナトリウム 製造用乾燥炉		16	200			180				
24		鉛二次精錬用溶解炉		12	200			180				
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12	200			180				
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		12	200			180				
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		Os	200			180				
	③	反射炉		15	200			180				
	④	反応炉		6	200			180				
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造 用反応炉		Os	200			180				
27		硝酸製造施設		Os	200							
28	①	コークス炉 (オート型)	10以上 10未満	7 7		200 170	170					
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7 7	350 350	200 350	170 170					

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)以下のものをいう。

※3 液体燃焼ボイラーのうち52.9.10前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のもは、当分の間適用しない。

※4 小型ボイラーのうち、灯油、軽油、A重油、ガスを燃料とするものは、当分の間適用しない。

※5 キュボラは適用除外される。

※6 板ガラス、ガラス繊維製造用熔融炉、フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用熔融炉、その他ガラス製造用熔融炉のうち酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗じた数値に対して排出基準を適用する。

※7 54.8.10以降設置された硝酸製造用反応炉(NO_x触媒)の標準酸素濃度は、6%である。

※8 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

令別表 第1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※9	規模 (排ガス 量万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm: 施設設置年月日別)				備 考
					▼ 63. 1. 31	63. 2. 1 ▼ 1. 7. 31	1. 8. 1 ▼ 3. 1. 31	3. 2. 1 ▼ 6. 1. 31	
29	①	ガスタービン (気体燃料専焼)	4.5以上 4.5未満	16 16		70 90	70 70		
	②	ガスタービン (液体燃料専焼及 び気体、液体燃料 混焼)	4.5以上 4.5未満	16 16		100 120	100 100	70 70	
30	①	ディーゼル機関 大型(シリンダ径 400mm以上)		13		1,600	1,400	1,200	
	②	ディーゼル機関 中小径(シリンダ 径400mm未満)		13		950			
31		ガス機関		0	2,000		1,000	600	
32		ガソリン機関		0	2,000		1,000	600	

(注) ※9 専ら非常時に用いられる施設については、排出基準は当分の間、適用しない。

◎上表に掲げる窒素酸化物の量は、次の式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (ppm)

O_n : 標準酸素濃度 (% : 上表のO_n)

O_s : 移出ガス中の酸素濃度 (%、20%を超える場合は、20%とする)

C_s : 測定された濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (ppm)

3 ばいじんの排出基準

令別表第1の項	施設の種類		排出ガス量区 分 (万Nm ³ /h)	標準酸素濃度 O _n (%)	排出基準 (施設設置年月日別) (g/Nm ³)				当分の間適用 猶予 O _n	備考	
	規則別表第2の項				▼ 57. 5. 31	57. 6. 1 ▼ 60. 9. 9	60. 9. 10 ▼ 2. 9. 9	2. 9. 10 ▼			
1	ボイラー	1	ガス専焼 (触媒再生塔付属を除く)	4以上	5	0. 05				▼7. 7. 2までの間、発熱量が20, 930. 25kJ (5, 000kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、7. 7. 3以降発熱量が23, 023. 275kJ (5, 500kcal)/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間、0. 45とする。	
			4未満	5	0. 10						
			▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない (触媒再生塔付属を含む)					
		2	液体燃料専焼及びガス・液体燃料混焼 (3項及び5項を除く)	20以上	4	0. 07	0. 05				
			4~20	4	0. 18	0. 15					
			1~4	4	0. 25						
			1未満	O _s	0. 30						
		▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		3	黒液専焼及びガス・黒液混焼 (5項を除く)	20以上	O _s	0. 20	0. 15				
			4~20	O _s	0. 35	0. 25					
			4未満	O _s	0. 35						
		▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		4	石炭燃焼 (5項を除く)	20以上	6	▼0. 15	0. 10				
			4~20	6	▼0. 25	0. 20					
			4未満	6	▼0. 35	0. 30					
		▽小型ボイラー		6	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		5	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔付属		4	0. 30		0. 20			
			▽小型ボイラー		4	当分の間、適用しない		0. 50	0. 20		
6	その他	4以上	O _s	0. 30				6			
	4未満	O _s	0. 40	0. 30			6				
	▽小型ボイラー		O _s			0. 50	0. 30		6		

(注) 小型ボイラーで軽質液体燃料 (A重油、灯油、軽油) を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、適用しない。

令別表第1の項	施設の種類		排出ガス量区 分 (万Nm ³ /h)	標準酸素濃度 O _n (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の間適用 猶予 O _n (%)	備考
	規則別表第2の項				▼ 57. 5. 31	57. 6. 1 ▼		
2	水性ガス又は油ガス発生用	7	ガス発生炉	7	0. 05			
		8	加熱炉	7	0. 10			
3	金属精錬又は無機化学工業品の製造用	9	焙焼炉	4以上	O _s		0. 10	
			4未満	O _s	0. 15			
		10	フェロマンガ製造焼結炉		O _s	0. 20		
		11	その他焼結炉		O _s	0. 15		
12	煅焼炉	4以上	O _s	0. 25	0. 20			
		4未満	O _s	0. 30	0. 25			
4	金属精錬用	13	高炉	O _s	0. 05			
		14	溶鉱炉 (高炉を除く)	O _s	0. 15			
		15	燃焼型転炉	O _s	0. 13	0. 10		
			非燃焼型転炉	O _s	0. 10			
16	平炉	4以上	O _s	0. 10				
		4未満	O _s	0. 20				

令別表 第1の 項	施設の種類			排出ガス量 区分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の 間適用 猶予 O _n (%)	備考	
	規則別 表第2 の項					▼	57.6.1 ▼			
						57.5.31				
5	金属精製又は鑄造 用	17	アルミニウム地金製 造、合金製造又は再 生用反射炉	4以上	O _s	0.10				
			4未満	O _s	0.30	0.20				
		その他溶解炉	4以上	O _s	0.10					
			4未満	O _s	0.20					
6	金属製造、圧延又 は金属若しくは熱 処理用金属製品	18	加熱炉	4以上	O _s	0.15	0.10	11		
				4未満	O _s	0.25	0.20	11		
7	石油製品、石油化 学製品又はコール タール製品製造用	19	潤滑油製造用加熱炉	4以上	6	0.10				
				1~4	6	0.15				
			1未満	6	0.18	0.15				
			その他加熱炉	4以上	6	0.10				
4未満	6	0.15								
8	石油精製用	20	触媒再生塔		6	0.30	0.20			
8の2	石油ガス洗浄装置 付属	21	燃焼炉		8	0.10				
9	窯業製品製造用	22	石灰焼成炉のうち、 土中釜		15	0.40				
				23	その他石灰焼成炉		15			0.30
		24	セメント製造焼成炉		10	0.10				
		25	耐火物原料、耐火レ ンガ製造用焼成炉	4以上	18	0.10				
				4未満	18	0.20				
		26	その他焼成炉	4以上	O _s	0.15				15
				4未満	O _s	0.25				15
		27	板ガラス、ガラス織 維製品製造用熔融炉	4以上	15	0.10				
				4未満	15	0.15				
		28	フリット、光学ガラ ス、電気ガラス製造 用熔融炉	4以上	16	0.10				
4未満	16			0.30	0.15					
29	その他熔融炉	4以上	15	0.10						
		4未満	15	0.20						
10	無機化学工業品又 は食料品製造業	30	活性炭製造用反応炉	4以上	O _s	0.15		6		
				1~4	O _s	0.20		6		
				1未満	O _s	0.30	0.20	6		
		その他反応炉及び直 火炉	4以上	O _s	0.15		6			
4未満	O _s		0.20		6					
11	乾燥炉 (14・23項を除 く)	31	骨材乾燥炉のうち、 直接熱風乾燥炉	2以上	O _s	0.50				
				2未満	O _s	0.60	0.50			
			骨材乾燥炉のうち、 直接熱風乾燥炉以外	2以上	16	0.50				
				2未満	16	0.60	0.50			
		32	その他乾燥炉のう ち、直接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.15				
				1~4	O _s	0.30	0.20			
				1未満	O _s	0.35	0.20			
			その他乾燥炉のう ち、直接熱風乾燥炉 以外	4以上	16	0.15				
1~4	16	0.30		0.20						
1未満	16	0.35	0.20							

令別表 第1の 項	施設の種類		排出ガス量 区分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の 間適用 猶予 O _n (%)	備考
	規則別 表第2 の項				▼	57.6.1 ▼		
					57.5.31			
12	製鉄、製鋼又は合金 鉄若しくはカーバイ ド製造用	33	合金鉄製造用電気炉 (珪素40%以上含有)		O _s	0.20		
		34	合金鉄製造用電気炉 (上記以外)及びカー バイド製造用電気炉		O _s	0.15		
		35	その他電気炉		O _s	0.10		
13	廃棄物焼却炉	36		処理能力 (t/h)		▼ 10.6.30	10.7.1 ▼	
				4以上	12	0.08	0.04	
				2~4	12	0.15	0.08	
				2未満	12	0.25	0.15	
14	銅、鉛又は亜鉛の精 錬に用いる	38	焙焼炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
		39	焼結炉		O _s	0.15		
		40	溶鉱炉		O _s	0.15		
		41	転炉		O _s	0.15		
		42	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				1~4	O _s	0.20		
				1未満	O _s	0.30		
		43	気流搬送型乾燥炉のう ち直接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.18	0.15	
				4未満	O _s	0.30	0.20	
			気流搬送型乾燥炉のう ち上記以外	4以上	16	0.18	0.15	
				4未満	16	0.30	0.20	
			その他乾燥炉のうち直 接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.15		
				4未満	O _s	0.30	0.20	
その他乾燥炉のうち直 接熱風乾燥炉以外	4以上	16	0.15					
	4未満	16	0.30	0.20				
18	活性炭製造用(塩化 亜鉛使用)	44	反応炉		6	0.30		
20	アルミニウム精錬用	45	電解炉		O _s	0.05		
21	燐、燐酸、燐酸質肥 料又は複合肥料製造	46	焼成炉		15	0.15		
		47	溶解炉		O _s	0.20		
23	トリポリ燐酸ナトリ ウム製造用	48	直接熱風乾燥炉		O _s	0.10		
			直接熱風乾燥炉以外		16	0.10		
		49	焼成炉		15	0.15		
24	鉛第二次精錬又は鉛 管、板、線製造用	50	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
			4未満	O _s	0.20			
25	鉛蓄電池の製造用	51	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
26	鉛系顔料製造用	52	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
		53	反射炉		O _s	0.10		
		54	反応炉(硝酸鉛製造用 を除く)		☆6	0.05		
28	コークス炉	55			7	0.15		

令別表 第1の 項	施 設 の 種 類		排出ガス量 区 分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排 出 基 準 (g/Nm ³)	
	規則別 表第2 の項				▼ 63. 1.31	63. 2. 1 ▼
29			ガスタービン	56	常用	16
	非常用				当分の間、適用しない	
30	ディーゼル機関	57	常用	13	当分の間、適用しない	0. 10
			非常用		当分の間、適用しない	

令別表 第1の 項	施 設 の 種 類		規 模	標準酸 素濃度 O _n (%)	排 出 基 準 (g/Nm ³)	備 考
	規則別 表第2 の項					
31			ガス機関	58	燃焼能力35ℓ/h	0
32	ガソリン機関	59	燃焼能力35ℓ/h	0	0. 05	

◎ 1 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された量である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g)

(熱源として電気を使用するものはC=C_s)

O_n : 標準酸素濃度 (% : 上表のO_n)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%、20%を超える場合は、20%とする。)

C_s : 測定されたばいじん濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (g)

2 この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

4 有害物質の排出基準

令別表 第1の 項	施設名		カドミウム 及びその 化合物 (mg/Nm ³)	塩素 (mg/Nm ³)	塩化水素 (mg/Nm ³)	弗素、弗化水 素及び弗化珪 素 (mg/Nm ³)	鉛及びその 化合物 (mg/Nm ³)	備 考
9	ガラス又はガラス製品の製造用	原料として塩化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0					
		原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの				1.0		
		原料として酸化鉛を使用するもの					2.0	
13	廃棄物焼却炉				★700			
14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		1.0				1.0	
	焼結炉、溶鉱炉		1.0				3.0	
15	乾燥施設		1.0					
16	塩素急速冷却施設			3.0	8.0			
17	溶解槽			3.0	8.0			
18	反応炉			3.0	8.0			
19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設			3.0	8.0			
20	電解炉					▼1.0		▼電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合は3.0
21	反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造用）					1.5		
	反応施設（前項以外）					1.0		
	濃縮施設（磷酸質肥料の製造用を除く）					1.0		
	焼成炉（磷酸質肥料製造用に限る）					2.0		
	溶解炉（磷酸質肥料製造用） 電気炉					1.5		
	溶解炉（前項以外） 平炉					2.0		
22	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設					1.0		
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉					1.0		
24	溶解炉						1.0	
25	溶解炉						1.0	
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設						1.0	

★ 廃棄物焼却炉の塩化水素の量は次式で換算された値である。

$$C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : 測定された塩化水素の濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (mg)

- ◎ 1 この表の有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 2 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

5 揮発性有機化合物の排出基準（法施行令別表第1の2及び施行規則別表第5の2）

令別表第1の2の項	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 （揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /h以上	600ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上	自動車の製造の用に供するもの	設置年月日 ▼ 18.4.1 18.3.31 ▼
			700ppmC	400ppmC
			その他のもの	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上	木材・木製品（家具を含。）の製造の用に供するもの。	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上	700ppmC	
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kℓ以上 （ただし、既設（18.3.31以前）の貯蔵タンクは容量が2,000kℓ以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

（注）「送風機の送風能力が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標とする。」

（注）「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

（注）「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

6 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(法施行規則別表第6)

令別表 第2の 項	施設名	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	<p>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物又は土石の堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

令別表 第2の 項	施 設 名	構造並びに使用及び管理に関する基準
4 5	破碎機及び摩砕機 ふるい	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7 特定粉じんの敷地境界基準(法施行規則第16条の2)

石綿に係る敷地境界基準は、大気中の石綿の濃度が1ℓにつき10本であること。

8 特定粉じん排出等作業に係る作業基準(法施行規則第16条の4)

- (1) 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した計画書を作成し、当該計画に基づき作業を行うこと。
- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (2) 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
- イ 長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ① 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
 - ③ 第10条の4第2項第3号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- (3) 元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
- (4) 元請業者は、(3)の規定により各下請人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が(1)に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- (5) 元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物を改造又は補修する工事で、排出又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。
- (6) 前各号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(別表第7)

令第3条の4の項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 (次項又は五の項に掲げるものを除く)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Z 8 1 2 2に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

	(五の項に掲げるものを除く。)	
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（石綿含有成形板等）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業として行うには作業の性質上適していないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（けい酸カルシウム板第一種）にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業として行うには作業の性質上適していないときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業そ	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

	<p>の他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

9 指定物質抑制基準（法附則第9項の規定に基づく）

指定物質の種類	令別表第6の項	施設の種類	規模要件	指定物質抑制基準（設置年月日別） (mg/Nm ³)		備考
				▼ 9. 3. 31	▼ 9. 4. 1	
ベンゼン	1	乾燥施設（溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの）	排出ガス量3,000Nm ³ /h以上 1,000～3,000Nm ³ /h	100 200	50 100	
	2	コークス炉	原料の処理能力が20t/h以上	100	100	※9.3.31までに設置された施設については開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く ※装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
	3	蒸留施設（溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの）	排出ガス量1,000Nm ³ /h以上	200	100	
	4	脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）		100	50	
	5	貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量1,000kℓ以上 500～1,000kℓ	1,500	600 600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
	6	反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）	排出ガス量3,000Nm ³ /h以上 1,000～3,000Nm ³ /h	100 200	50 100	
トリクロロエチレン	7	乾燥施設（溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Nm ³ /h以上	500	300	
	8	混合施設（トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が5kℓ以上	500	300	
	9	蒸留施設（トリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの）		300	150	
	10	洗浄施設（トリクロロエチレンにより洗浄するもの）	トリクロロエチレンが空気に接する面が3㎡以上	500	300	
テトラクロロエチレン	7	乾燥施設（溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Nm ³ /h以上	500	300	
	8	混合施設（テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が5kℓ以上	500	300	
	9	蒸留施設（テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの）		300	150	
	10	洗浄施設（テトラクロロエチレンにより洗浄するもの）	テトラクロロエチレンが空気に接する面が3㎡以上	500	300	
	11	ドライクリーニング機（密閉式のものを除く）	処理能力が30kg/回以上	500	300	

10 水銀排出施設に係る排出基準（規則第5条の2、第16条の11、附則第2条）

規則別表 第3の3 の項	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設(注2)
1	小型石炭混焼ボイラー(注4)		●燃焼能力(注3) 50 ℓ /時以上	10	15
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			8	10
3	一次施設	銅又は工業金	<ul style="list-style-type: none"> ●金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉 ●金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)転炉及び平炉: ●原料処理能力1t/時以上 	15	30
4		鉛又は亜鉛			
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	<ul style="list-style-type: none"> ●銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5m^2以上 ●羽口面断面積0.2m^2以上 ●燃焼能力(注3) 20ℓ/時以上 	100	400
6		工業金			
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		<ul style="list-style-type: none"> ●火格子面積1m^2以上 ●燃焼能力(注3) 50ℓ/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上 	50	80 (注7)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		<ul style="list-style-type: none"> ●火格子面積2m^2以上 ●焼却能力200kg/時以上 	30	50
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)(施設規模による裾切りなし。)	50	100

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準を適用

(注2) 施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で10万 ℓ /時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものは、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

(注8) 前頁に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び3の項から6の項に掲げる施設にあっては第1号に掲げる式により、その他の施設にあっては第2号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

1 $C = C_s$

2 $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$

C : 水銀等の量 (μg)

O_n : 施設毎に定める標準酸素濃度 (% : 下表のO_n)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%、20%を超える場合は、20%とする。)

C_s : 測定された水銀濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (μg)

施設の種類	O _n (%)
1の項、2の項 (石炭燃焼ボイラー等)	6
7の項 (セメント製造施設)	10
8の項、9の項 (廃棄物焼却炉等)	12

1.1 (参考) 小型ボイラー排出基準

項目	排出基準			備考
	~ S60.9.9	S60.9.10 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~	
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	—	K値適用	K値適用	
窒素酸化物 (ppm)	—	液体300	液体260	ガス、灯油、軽油又はA重油を燃焼させるものは、 当分の間適用しない。
	—	固体350	固体350	
ばいじん (g/Nm ³)	—	0.50	種類ごとの 最小規模の ものに係る 値	

注1 小型ボイラーとは伝熱面積が10m²未満で、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上のボイラーをいう。

注2 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラーの排出基準は当分の間適用が猶予される。

注3 軽質液体燃料 (A重油・灯油・軽油) 及びガスを燃料とする小型ボイラー (当分の間、排出基準を適用しないとされているもの) については、自主測定の対象とはならない。

IV 届出について

1 各種届出の方法

(1) 届出を要する場合

- ・ 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置等する場合
- ・ 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のうち、以下の排出等作業（届出対象特定工事）を施工する場合
 - ア 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
 - イ 石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

(2) 届出対象者

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設

- ア 個人営業のときは事業主
- イ 法人のときは代表者

なお、届出者が代表権を有しない場合には代表者の委任状が必要です。

② 特定粉じん排出等作業（届出対象特定工事の場合のみ）

建設工事の発注者又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（①のア、イと同様）

(3) 届出事項

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設の届出の種類に応じた所定の様式及び特定粉じん排出等作業の所定様式について、各欄とも記載もれのないよう正確に記入して下さい。（「V 届出書の記入方法及び記入例」参照）

(4) 届出書の提出部数等

届出書は正本にその写し1通を添えて提出して下さい。

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置され、その種類が同一である場合に限り、1つの届出書により届出できます。

② 特定粉じん発生施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置される場合に限り、1つの届出書により届出できます。

③ 特定粉じん排出等作業（届出対象特定工事の場合のみ）

2つ以上の作業の届出をするときは、同一の建築物について行われる場合に限り、1つの届出書により届出できます。

(5) 届出書の提出時期

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更届出について

設置、構造等変更の実施についての制限期間が60日であるため、工事着手予定日の60日以上前に余裕を持って提出して下さい。

※制限期間…届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係るばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更をしてはならない。

② 一般粉じん発生施設の設置、構造等変更届出について

工事着手日以前に提出して下さい。

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設に係るその他届出について

氏名等の変更、施設の使用廃止及び承継については、その事実があった日から30日以内に提出して下さい。

④ 特定粉じん排出等作業について（届出対象特定工事の場合のみ）

作業開始日の14日前までに提出して下さい。

(6)届出書の提出場所

施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する市町村が属する（総合）振興局に提出して下さい。但し、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市において（小樽市、室蘭市及び苫小牧市に設置する工場を除く。）は当該市に提出して下さい。

また、北斗市において一般粉じん・特定粉じん発生施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する場合、鹿追町において揮発性有機化合物排出施設を設置する場合は当該市町村に提出して下さい。

(7)届出の受理

届出書は（総合）振興局等において形式審査が行われます。その結果、届出書に記載もれ、誤記、書類や図面の添付もれ等の不備がないときは受理されます。

(8)計画変更命令等

届出の受理後、内容審査の結果、ばい煙発生施設については、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、揮発性有機化合物排出施設については、揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、特定粉じん発生施設については、大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認められるとき、水銀排出施設については、水銀濃度が排出基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、施設の構造、使用の方法、処理の方法等に関する計画の変更、又は施設の設置等に関する計画の廃止を命ぜられます。（法第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の31）

特定粉じん排出等作業については、第18条の15第1項第3号ロに掲げる事項（特定粉じん排出等作業の方法が規定された方法により行わない場合は、その理由）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、建築物等が倒壊するおそれがある場合又は規定された方法により行うことが技術上著しく困難な場合に該当しないと認めるときは、届出を受理した日から14日以内に、特定粉じん排出等作業を規定された方法により行うことを命ぜられます（法第18条の18第1項）。

また、作業の方法が作業基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から14日以内に限り、作業の方法に関する計画の変更を命ぜられます（法第18条の18第2項）。

(9)光ディスクによる手続

各届出書の各欄に掲げる事項を記載した光ディスク及び光ディスク提出書（様式第6の2）により、届出書による届出に代えることができます。（規則第13条の2）

2 届出の種類と方法

(1) ばい煙発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第6条)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 (煙突だけの場合もその概略図) ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業系統の説明概要図 ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧ばい煙等の計算書
使用届 (法第7条)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第8条)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第11条)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第11条)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第12条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(2) 揮発性有機化合物排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第17条の5)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第2 別紙1 別紙2	①揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②揮発性有機化合物発生及び処理に係る操業系統の説明概要図 ③揮発性有機化合物排出施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ④揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑤揮発性有機化合物の排出濃度の測定場所の図面とその選定理由書 ⑥揮発性有機化合物に係る原材料及び排出ガス成分分析表 ⑦揮発性有機化合物の計算書 ⑧工場・事業場付近見取図
使用届 (法第17条の6)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第17条の7)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第17条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第17条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第17条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(3) 一般粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条)	工事着手日以前	様式第3及び別紙1(コークス炉) 別紙2(堆積場) 別紙3(コンベア) 別紙4(破碎機、摩砕機、ふるい)のうち該当するもの	①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②一般粉じん処理施設及び一般粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③一般粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④一般粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の2)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条第3項)	工事着手日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(4) 特定粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条の6)	工事着手予定日の60日以前	様式第3の2 別紙1 別紙2 別紙3	①特定粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②特定粉じん処理施設及び特定粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③特定粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④特定粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図 ⑥特定粉じんの濃度の測定場所の図面とその選定理由
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の7)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条の6第3項)	工事着手予定日の60日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(5) 特定粉じん排出等作業

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
実施届 (第18条の17第1項)	作業開始日の14日以前	様式第3の5 別紙	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近見取図 ②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物部分について、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入した見取図 ③作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入) ④特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの。

(6) 水銀排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第18条の28)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第3の6 別紙1 別紙2 別紙3	
使用届 (法第18条の29)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分は省略できる	①水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②水銀処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ③水銀排出及び水銀の処理に係る操業系統の説明概要図 ④水銀排出施設と水銀処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦水銀排出に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧水銀濃度の計算書(実測値が得られない場合)
構造等変更届 (法第18条の30)	工事着手予定日の60日以前		①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の36)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の36)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の36)	承継のあった日から30日以内	様式第6	